

イエメン：1 年半も不当に拘束されていたジャーナリスト ようやく釈放される

イエメンのフーシ派に 1 年半近くも不当に拘束されていたジャーナリストのヨウニス・アブデルサラムさん（28 歳）が昨年 12 月 7 日、ようやく釈放されました。「外国系団体との接触」という容疑は事実無根で、フーシ派に批判的な活動をしてきたために標的にされたとみられます。

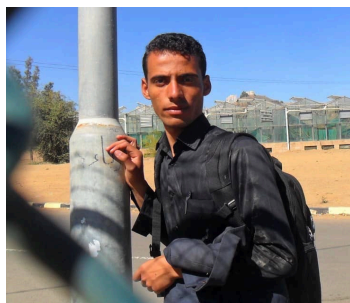
アブデルサラムさんは 2021 年 8 月、フーシ派の治安部隊に拘束され、サヌアの拘置所の独居房に収容されました。家族によると、独居房の中でも手錠をかけられた上、独居室内での排尿を強いられ、尋問中には平手打ちや蹴りなどの暴行を受けたといいます。また、拘束されてから一度も家族や弁護人との面会が認められず、家族に知らされないまま、3 カ月以上も別の場所に隔離拘禁されていました。

拘束から 5 カ月近く経った昨年 1 月、弁護人は、アブデルサラムさんの拘束は恣意的だとして検察庁に釈放を求める書簡を提出しました。そして、「釈放させてほしいければ」というフーシ派当局の要求に応じて金銭を提供しました。にもかかわらず、アブデルサラムさんは釈放されなかった上、当局から「身柄を特別検察局に引き渡すことになった」という通告を受けたのです。

家族によると、アブデルサラムさんは定期的な検査と治療が必要な精神疾患を患っています。しかし、過酷な収容環境の中でまともな治療を受けられませんでした。

アムネスティは、アブデルサラムさんの即時釈放を求めて UA(緊急行動)を呼びかけましたが、この UA に参加された方々の訴えも、アブデルサラムさんの釈放を後押ししたに違いありません。

アブデルサラムさんの家族から、「ヨウニスの釈放のために精力的に活動してくれたことに感謝しています」というメッセージがアムネスティに届いたことをお伝えしておきます。



香港：人気インターネットラジオのホストが釈放される

1 年 7 カ月あまり勾留されていたインターネットラジオのホスト、エドマンド・ワンさんが昨年 11 月 18 日、釈放されました。



「ギグス」のニックネームで知られるワンさんは、2019 年に政府への抗議活動に参加していた若者たちを資金面で支援したことで、扇動罪と資金洗浄罪など 10 件の容疑に問われました。

ワンさんは昨年 5 月、6 件の起訴内容を認め、調達した資金の没収に同意すれば、6 件の起訴を免れる、という司法取引に応じました。昨年 10 月、ワンさんは禁錮 32 カ月の判決を受けましたが、すでに 19 カ月以上勾留されていたこともあり、早期釈放が実現しました。一方で、抗議活動の支援の一環として台湾で調達した資金 487 万香港ドル（約 8050 万円）は、没収されることになりました。

ワンさんへの当局の一連の対応は、反政府的言動をする人たちやその支援者を取り締まる上での新たな手法といえます。

逮捕前、ワンさんは、香港の独立系オンラインラジオ局で複数の番組のホストをしていました。また、ソーシャルメディアや会員制フォーラムで時事問題についてコメントを出していました。2020 年 2 月には、台湾で香港の若者の教育を支援する募金活動もしています。2019 年の香港デモに参加した数万人の若者が逮捕される中、多数の若者が台湾に逃れていたからです。

釈放されたワンさんは、家族や知人らの出迎えを受けたそうです。知人の一人によると、ワンさんは心身ともに元気で、「収監中に支援してくれた人たちに感謝したい」と語ったそうです。

なお、扇動罪は英国の植民地時代に設けられたもので、長らく適用されていみせんでしたが 2020 年から復活し、表現の自由の権利を行使した活動家やジャーナリスト、作家らの処罰に適用されています。

イラン：死刑判決の LGBTI 活動家に無罪

イランの最高裁判所は昨年 12 月下旬、LGBTI（レスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス）などの権利を擁護する女性活動家ザーラ・セディギ・ハマダニさん（31 歳）とエルハム・チョウブダさん（24 歳）の死刑判決を破棄する判決を言い渡しました。

2 人は、ソーシャルメディアなどで LGBTI の人たちを支援する中で当局の標的となり、「地上における墮落」の罪で死刑判決を言い渡されていました。判決内容と国営メディアの報道によると、2 人が容疑をかけられた背景には、それぞれの性的指向や性自認、また SNS での LGBTI の権利活動や LGBTI との関わりなどがありました。しかし、性的指向やこうした活動がなぜ「地上における墮落」の罪なのかは不明でした。

昨年 7 月、ハマダニさんを罪人として描く同性愛嫌悪の動画がイラン革命防衛隊傘下のメディアで放映されました。その中でハマダニさんは、「同性愛など宗教が禁じる性的関係を奨励するコメントをオンライン上に公開した罪人」というレッテルを貼られたのです。このプロパガンダ放映がきっかけとなり、ハマダニさんは、「ギャンブル狂」や「女性や少女のイランからイラクへの不法出国のほう助」などという根も葉もない非難を受けました。

アムネスティが確認した裁判記録などから、チョウブダさんも LGBTI の支援活動やハマダニさんとの関わりで当局に睨まれるようになったようです。その後、2 人は著しく不公正な裁判で有罪判決を受けることになりました。

拘置場所を知らされていない弁護士や家族は、53 日間、ハマダニさんに会えないままでした。一方でハマダニさんは、検察官の過酷な取り調べや長期間の勾留生活、子どもの養育権の剥奪を唆する脅しなどを受け続けました。チョウブダさんも自白を強要される取り調べを受けるなどして、2 人は公正な裁判を受ける権利を侵害されてきました。

一審では、「地上における墮落」で有罪となりましたが、具体的にどの行為が墮落なのか、刑法が求める明確性に著しく反する判決でした。2 人は 9 月に拘置所内で判決内容を伝えられ、直ちに控訴していました。

チュニジア：キラニ弁護士の有罪を破棄 軍事法廷控訴審で

軍事法廷での一審裁判で業務執行妨害などの罪で有罪判決を受けていた元弁護士会会長、アブデラザク・キラニさんの裁判で、軍事控訴裁判所は昨年 11 月、「軍事裁判所はキラニさんを裁く立場にはない」として、キラニさんの有罪判決を破棄する判決を下しました。

キラニさんは、自身のクライアントで入院中の元法務大臣を見舞うために病院を訪れた際、入館を阻止しようとする警官と押し問答になった末に拘束されました。その後昨年 3 月、警官への言動が、国家公務員の侮辱と業務執行妨害にあたるというまったく根拠がない容疑で起訴されました。

クライアントを見舞うというごく普通の職務行為の中で巻き込まれたトラブルでしたが、軍事法廷で行われた昨年 5 月の裁判では有罪判決を受け、執行猶予付き禁錮刑 1 カ月を言い渡されたのです。そもそも訴追自体が、表現の自由の権利の侵害であり、弁護士の職務への当局の不当な干渉にあたります。また軍事法廷にかけられたのは、チュニジアが批准する国際法にも反します。昨年、サイド大統領が権力を掌握して以降、民間人が軍事法廷で裁かれることが増えてきましたが、キラニさんの裁判は、その象徴とも言えます。

今回の裁判所の判断は大いに歓迎できますし、軍事法廷での民間人の裁判に一石を投じたという意味で、今回の判決は意義があります。ただ、検察側はこの判決を不服として最高裁に控訴しているため、予断は許しません。

サイド大統領にキラニさんの無罪を訴える手紙を書いてくれた人たちに感謝します。皆さんの働きかけが、裁判所の判断に影響を与えたに違いありません。今後もキラニさんの無罪を求めて運動を続けたいと考えています。引き続きよろしくお願いします。

UA ニュース

発行: アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費: 3000 円

郵便振替: 00120-9-133251

加入者名: 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本